

広島県出産・子育て応援プラットフォーム構築業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県内の市町では、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の給付を実施している。

本業務では、県内全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境に整備に向けて、市町の伴走型相談支援の更なる充実、市町における給付事務の効率化、妊婦・子育て世帯と地域との繋がりづくり等を実現することを目的として、出産・子育て応援給付金の給付に係る広域的なプラットフォームを県が主体となり構築する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和5年8月22日（火） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和5年8月28日（月） 午後5時

(3) 上記（2）に対する回答日

令和5年8月31日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所 広島県健康福祉局子供未来応援課

② 提案書提出期限 令和5年9月7日（木） 午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

ア 実施場所 オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

イ 実施日 令和5年9月14日（木）を予定（時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。）

ウ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

エ その他 提案書の提出が5件以上となった場合は、書面による審査を実施しプレゼンテーション審査参加者を4者程度に選定することがある。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次

に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 広島県の納税証明書（広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務がない場合を除く）

イ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書

ウ プライバシーマークの取得が分かる書類

エ 電子データの保存等に関する申出書

オ 別紙「事業者の概要」

※令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「55C システムの設計・開発」の資格を認定されている者である場合、ア及びイの提出は不要

※ア及びイについては、申請日の3か月以内に発行されたものに限る

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、電子メール又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書等について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

(7) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局子供未来応援課に対してその理由説明を求めることができる。

(ア)この説明を求める場合は、令和5年9月20日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

(イ)上記に対する回答は、令和5年9月21日（木）までに、書面により行う。

(8) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点の評価値を得たものと協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 公正なプロポーザルの確保

(1) 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(3) 公募型プロポーザル参加者は選考前に、他の参加者に対して、提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

5 その他

(1) 提案書の作成に際して疑義がある場合は、文書により問い合わせるものとし、回答は、県において公募型プロポーザル参加者全員に対して送付する。この場合、該当回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。なお、文書の発送はすべて電子メールによるものとする。

- (2) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。
- (3) 申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。

6 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書（案）
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 辞退届の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- 提案書作成要領
- 提案書評価基準

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局子供未来応援課

担 当 ネウボラ推進グループ 植本

電 話 082-513-3175（ダイヤルイン）

メール fukodomo(at)pref.hiroshima.lg.jp

※『(at)』を『@』に置き換えること